33. 加盟国が、個人が北朝鮮の銀行又は金融機関の代理として又はそれらの指示により行動していると決定する場合には、司法手続の実施のため又は専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要な場合又はその個人の追放が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）若しくはこの決議の目的に反すると委員会が個別の案件に応じて決定した場合を除き、適用可能な国内法及び国際法に従い、国籍国への送還を目的としてその個人を自国の領域から追放することを決定する。

34. 北朝鮮国民が、北朝鮮が核及び弾道ミサイル計画のために使用する交換可能通貨を得る目的で、他国で働くために派遣されていることに懸念を表明し、各国にこのような慣行を監視することを要請する。

35. 安全保障理事会によって課される措置を回避するために大量の現金が使用され得ることへの懸念を改めて表明するとともに、加盟国に対してこのようなリスクを警戒するよう要請する。

36. 全ての加盟国に対し、この決議の採択から九十日以内に、またその後委員会の要請があれば、この決議の規定を効果的に履行するためにとった具体的な措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請し、決議第千八百七十四号（二千九年）に従って設立された専門家パネルに対し、他の国連制裁モニタリング・グループと協力し、当該報告を適時に準備し提出することについて加盟国を支援する努力を継続するよう要請する。

37. 安全保障理事会決議第千五百四十号（二千四年）が、全ての国に対し、関連物資に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止するための国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを義務付けていることを再確認し、これらの義務が、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器に関連する計画に貢献し得る品目、資材、機材、物品及び技術の北朝鮮への直接又は間接の供給、販売又は移転を防止するための決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）及びこの決議の義務を補完するものであることに留意する。

38. 全ての加盟国が、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及び第二千二百七十号（二千十六年）が規定する措置を完全に履行するための努力を倍加し、その履行にあたって特にこれらの決議により移転が禁じられている品目の検査、探知及び押収に関し、相互に協力することを要請する。

39. 決議第千七百十八号（二千六年）12の規定で定められた委員会の任務は、この決議により課された措置に関しても適用されることを決定し、さらに、決議第千八百七十四号（二千九年）26の規定に定められ、決議第二千二百七十六号（二千十六年）1の規定により修正された専門家パネルの任務は、この決議により課された措置に関しても適用されることを決定する。

40. 全ての加盟国が、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）及びこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第千五百四十号（二千四年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務並びにＮＰＴ、千九百九十七年四月二十九日の化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及び千九百七十二年四月十日の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国のいかなる義務にも反しない方法で押収及び処分すること（破壊、機能を失わせること若しくは使用することができない状態にすること、保管、又は処分のための当該品目の原産地若しくは目的地以外の国への移転を通じたものを含む。）を認め、かつ、全ての加盟国がこれを行うことを決定する。

41. 北朝鮮を含む全ての国に対し、この決議又はこれまでの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、北朝鮮、北朝鮮に所在するいかなる者若しくは団体、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）若しくはこの決議により定められた措置のために指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要とされる措置をとることの重要性を強調する。

42. 事務総長に対し、決議第千八百七十四号（二千九年）に従って設置された専門家パネルの能力を高めるとともに、北朝鮮による制裁の違反及び回避の活動を分析するための能力を強化するために必要な追加的な管理面及び分析面の支援のための資源を提供し、空中映像及び分析のためのサービスの調達、関連する貿易及び国際安全保障のデータベース並びに他の情報源へのアクセスのための追加的財源を含めるとともに、結果として増加する委員会の事務局による活動を支援することを要請する。

43. 専門家パネルに対し、二千十七年八月五日までに委員会に提出される中間報告書をはじめとする中間報告書に所見及び勧告を含めることを要請する。

44. 委員会に対し、加盟国によるより効果的な履行を可能とするための技術及び能力構築の支援から利益を得られる分野を特定し、優先順位付けを行い、また、資源を動員するため、専門家パネルの支援を得つつ、重要な分野及び地域の課題並びに加盟国の能力上の課題に関する特別会合を開催するよう指示する。

45. 北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を改めて表明し、北朝鮮にいる人々の需要が大きく満たされていない中で、北朝鮮が、北朝鮮の人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難するとともに、北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調する。

46. 決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）及びこの決議により課された措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすこと、又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）及びこの決議により禁止されていない活動（経済活動及び協力並びに北朝鮮の一般市民の利益のための北朝鮮における支援及び救援を実施する国際機関及び非政府組織の作業を含む。）に悪影響をもたらすことを意図するものではないことを再確認するとともに、北朝鮮におけるこれらの機関の作業又はこれらの決議の目的に適合するその他の目的を容易にするために必要であると委員会が決定する場合は、委員会は、個別の案件に応じて、これらの決議により課される措置からいかなる活動も除外することができることを決定する。

47. 六者会合への支持を再確認し、その再開を要請し、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって二千五年九月十九日に採択された共同声明に定める約束（六者会合の目標は平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であること、アメリカ合衆国及び北朝鮮は相互の主権を尊重し、平和裡に共存することを約束したこと、六者は経済協力を推進することを約束したことを含む。）への支持を改めて表明する。

48. 朝鮮半島及び北東アジア全体における平和と安定の維持が重要であることを改めて表明し、事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための理事国及びその他の国による努力を歓迎するとともに、朝鮮半島内外の緊張を緩和するための取組の重要性を強調する。